

2026年4月^{から} 新しい「公益信託制度」が 始まります！

公益信託は、**契約・遺言**により委託者から受託者（担い手）に託された**財産**を用いて、受託者が「**委託者の想い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。

今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動**のより身近な**ツール**となりました。



内閣府公益信託
イメージキャラクター
こうえきしんたくん

「あなたの想い」が社会を変えます

POINT
1

担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO 法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

POINT
2

信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

POINT
3

透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。